

千葉県家族介護者支援事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、千葉県家族介護者支援事業の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(事業の目的)

第2条 この事業は、在宅で高齢者等を介護する者等に、介護に関する知識・技術を習得する機会を提供することにより、介護者の負担軽減と在宅福祉の増進を図ることを目的とする。

(定義)

第3条 この要綱における用語の定義は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 「家族介護者等」とは、本市に住所を有し、市内の居宅において、要介護者等（「要介護者等」とは介護保険法第41条の規定による居宅要介護被保険者又は同法53条の規定による居宅要支援被保険者をいう。以下同じ。）を主に介護している家族等、又は今後介護する見込みの家族等をいう。ただし、介護職等は除く。
- (2) 「家族介護者支援センター」（以下「センター」という。）とは、家族介護者等からの介護方法に関する相談窓口機能を有し、訪問レッスン実施に伴う各研修所との連絡・調整等を行うものをいう。
- (3) 「家族介護者支援研修所」（以下「研修所」という。）とは、訪問アドバイザーの養成や登録、訪問レッスン実施に伴う家族介護者等及び訪問アドバイザーとの連絡・調整等を行うものをいう。
なお、センターは研修所の機能を併せて行うものとする。
- (4) 「訪問アドバイザー」（以下「アドバイザー」という。）とは、研修所で開催される研修を修了した者をいう。
- (5) 「訪問レッスン」とは、研修所より派遣依頼を受けたアドバイザーが、家族介護者等の居宅等に個別訪問し、介護技術の習得支援を実施することをいう。
- (6) 「オンラインレッスン」とは、研修所より依頼を受けたアドバイザーが、家族介護者等とオンラインツールを用い、介護技術の習得支援を実施することをいう。
- (7) 「家族介護者研修」とは、家族介護者等への全体研修を、市内各区で1回ずつ同様の内容で開催・実施することをいう。

(実施主体)

第4条 この事業の実施主体は千葉県とする。

2 市長は、事業を適切に実施することができると思えられる法人等に事業の一部又は全部を委託することができる。

(事業内容)

第5条 この事業で実施する内容は、次のとおりとする。

- (1) センターの設置
- (2) 研修所の設置
- (3) アドバイザーの養成
- (4) 訪問レッスン
- (5) オンラインレッスン

(6) 家族介護者研修

(対象者)

第6条 この事業の対象者は、家族介護者等とする。

(受講費等)

第7条 この事業の受講費等は、原則として無料とする。ただし、材料費等が必要となる場合は、係る費用を受講者等から徴収することができる。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、事業の実施に関し必要な事項は、高齢障害部長が定める。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

1 この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

(名称変更)

2 この要綱による改正前の千葉市家族介護者研修事業実施要綱を、この要綱による改正後の千葉市家族介護者支援事業実施要綱に名称変更する。

附 則

この要綱は、令和3年10月1日から施行する。